

移動等円滑化取組報告書（鉄道車両）

（令和6年度）

住 所 千葉県市川市八幡三丁目3番1号
事業者名 京成電鉄株式会社
代表者名 代表取締役社長 天野 貴夫

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（1）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道車両	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
新造車両 3200形	・移動等円滑化基準に適合した3200形を1編成導入する。	計画通り実施。

② 鉄道車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
設備等の点検	・移動等円滑化基準に適合した設備等において、定められた手順に則って定期的に点検を行い、誰もが利用しやすい環境づくりを推進する。	計画通り実施。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
声かけサポート運動の継続実施	・「声かけ・サポート」運動強化キャンペーンを継続的に実施するとともに、係員からの声かけを積極的に実施し、必要に応じて誘導案内等の支援を行う。	計画通り実施。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
異常時 情報提供 （車内）	・新造車両の車内案内表示装置を対象に、視覚的に確認可能な異常時情報提供機能を導入します。	

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
接遇研修の実施 障害者が参画する研修の実施 サービス介助士資格取得の推進	・日本盲導犬協会による協力のもと、現場社員・本社社員を対象とした「盲導犬ユーザー等対応講習」を開催する。(2017年度～) ・障害者団体等に協力を依頼し、駅現業長を対象とした講習会等を実施する。(2019年度～) ・駅係員を対象に資格取得講座を開催し、新入社員をはじめとした未取得者の資格取得を推進する。	計画通り実施。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
啓発ポスター掲出 車両ステッカー	・駅や車内への啓発ポスターの掲出を検討する。 ・車両において、優先席や車いす使用者のスペースなどにステッカー等の貼り付けを継続して行い、旅客への周知を行う。	計画通り実施。

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

・バリアフリー化整備を促進するため、補助制度の活用等について関係各所との協議を継続して行った。

・社内の関係者を集めたバリアフリーに関する会議体を定期的で開催し、横断的な検討・情報共有、バリアフリー化の進捗確認を図った。

(3) 報告書の公表方法

当社ホームページに掲載

(4) その他

Ⅱ．鉄道車両の移動等円滑化の達成状況

(令和7年3月31日現在)

鉄道の種類	事業の用に供している編成数 (両)	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数 (両)	車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数	便所のある編成数	便所のある編成のうち車いす対応型便所のある編成数	案内装置のある編成数	車両間転落防止設備のある編成数
普通鉄道(その他)	78 534 編成 (両)	8 62 編成 (両)	73 編成	0 編成	0 編成	8 編成	78 編成
普通鉄道(特急等車両)	9 72 編成 (両)	0 0 編成 (両)	0 編成	9 編成	9 編成	0 編成	9 編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
(合計)	87 606 編成 (両)	8 62 編成 (両)	73 編成	9 編成	9 編成	8 編成	87 編成

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	